

松本市宿泊税の税額再検討結果

1 経過

R6.10.24：第1回松本市観光振興のための財源検討委員会

11.18：第2回 //

R7.2.5：県宿泊税制度案修正案の公表

- ・導入時期：R8.4 → R8.6
- ・税額：300円 → 300円、ただしR8～10は200円
- ・免税点：3,000円 → 6,000円

2.26：第3回松本市観光振興のための財源検討委員会開催予定

2 税額の検討経過

(1) 第1回・第2回検討委員会では「県150円+市150円=計300円」を前提条件として議論した。

(2) 2月5日の県修正案により税収が減収となることが判明し、市長レクを行い、市の税額設定を改めて検討することとした。

ア 2月7日：益山会長、中澤委員と意見交換

イ 2月14日：ホテルニューステーション小林社長と意見交換

ウ 2月17日：松本十帖（株）小柳CF0・（株）自遊人取締役 藤本氏と意見交換

エ 2月18日：松本ホテル旅館協同組合理事会で意見交換

【主な意見】

- ・今後の高付加価値やインフレの進展を鑑みると、総論では定率制が望ましいが、定率制は事業者の抵抗が予想される。
- ・システム改修に要する費用は施設によって様々なので、今後各施設へ見積りを依頼して把握してほしい。
- ・宿泊税導入による効果が実感できるよう、用途を見極め、集中的な投資を行ってほしい。
- ・24室に10通りの料金設定があり、日によって素泊まり料金を変えている。県の税額変更が3年後に予定されており、システム改修が必要だとしたら手書き対応が現実的。いずれにしても一律定額制が望ましい。

(3) 【事務局案】宿泊事業者の負担軽減を最大限考慮しつつ、県と歩調を合わせて、税源を確保することが重要と考え、「一律定額制150円、ただしR8～10は100円」とすることとしたい。

宿泊税に関する総務省の助言

総務省自治税務局企画課の助言（R7. 2. 21）

1 「県：定額制、市：定率制」のような仕組み

総務省）現時点では回答しかねる。

北海道では、既に定率制の宿泊税を導入している倶知安町において、道宿泊税の段階的定額制の仕組みが導入されることにより事業者の事務負担増につながるとして事業者の理解が得られず、道と町の調整がつかないまま道が上程したところ、動議修正（※定率制を課す市町村には道宿泊税条例を適用せず、当該市町村（倶知安町）は道宿泊税相当額を道に交付金として交付する。）に至ったが、道と町の調整は難航している。北海道宿泊税は総務大臣協議中であるが、このように揉める事例は好ましくないと考える。

2 宿泊事業者の意見聴取

総務省）総務省協議の段階になって総務大臣あてに反対意見書が提出されたケースがある。宿泊事業者の意見聴取を丁寧に進めていただきたい。

3 宿泊税の用途

総務省）インフラ整備ではなくソフト事業に使われることが好ましい。二次交通の例だと、決済の電子化や輸送車両の増便に充てることは良いが、ハード的な充実：道路の舗装や拡幅工事には充てるべきでないと考えている。

地域住民のイベントであっても、観光客に開かれ参加可能で、宿泊客を呼び込むことにつながるなら充当可能であろう。

4 今後について

総務省）第3回検討委員会の議事録、資料、提言書案を提供いただきたい。

松本市宿泊税の試算

第1回・第2回検討委員会的前提条件 = 県150円 + 市150円 = 計300円

税額	R5宿泊数	合計	見込み
市：150	1,991,000	298,650,000	+ α : 重点地域交付金
県：150		298,650,000	
計：300		597,300,000	

県制度案 (R7.2.5公表)

- ・ 導入時期：R8年6月～
- ・ 税額：300円/泊、ただしR8～R10は200円
- ・ 免税点：6,000円

2/5現在の県制度設計 ⇒ R8～10 = 県100円、R11～ = 県150円

R8～10		
税額	R5宿泊数	合計
県：100	1,694,000	169,400,000

R11～		
税額	R5宿泊数	合計
県：150	1,694,000	254,100,000

松本市制度案：一律定額制・県設定額の1/2とする場合

R8～10		
税額	R5宿泊数	合計
市：100	1,694,000	169,400,000
計：200		338,800,000

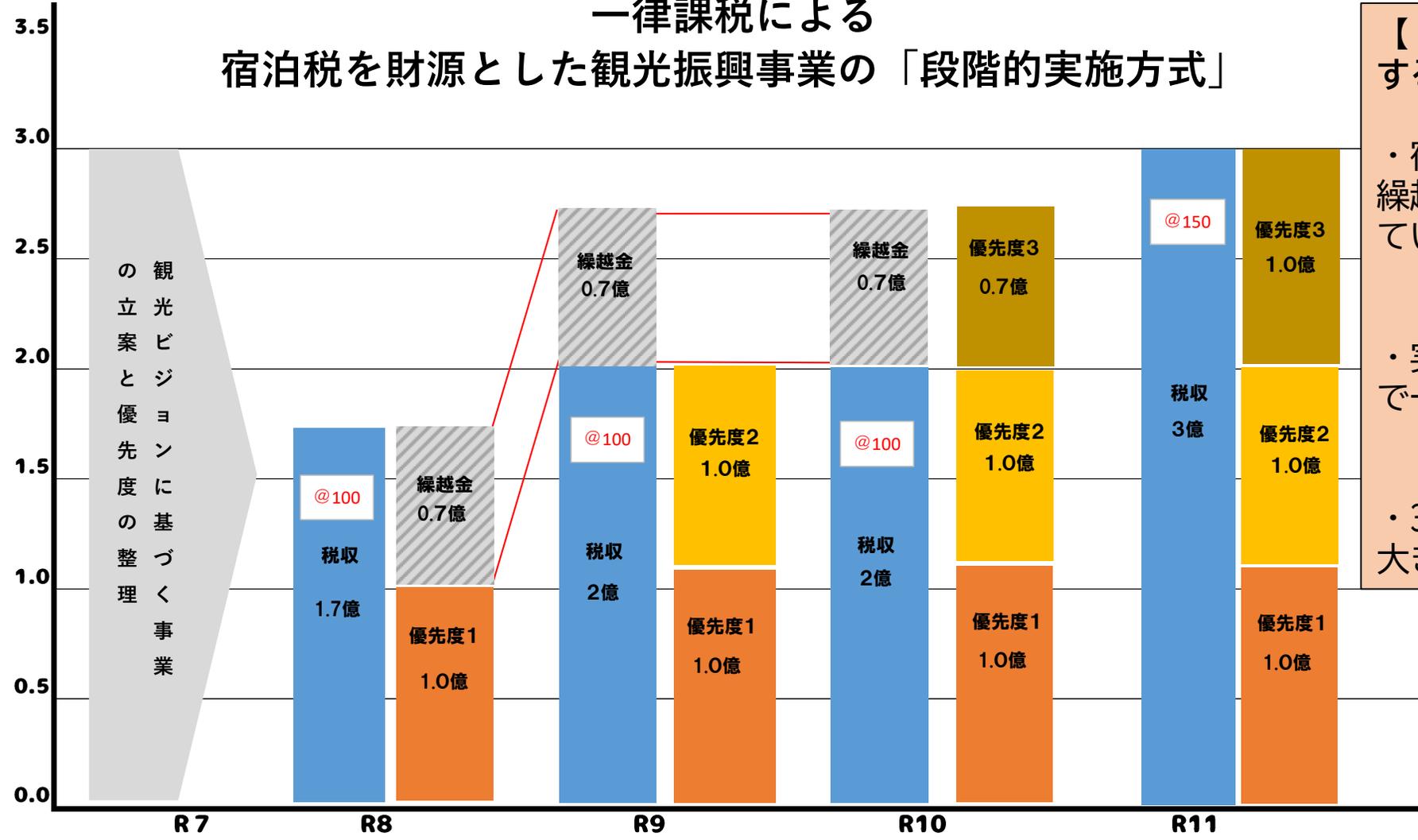
R11～		
税額	R5宿泊数	合計
市：150	1,694,000	254,100,000
計：300		508,200,000

※免税点分の人泊を除く

当初想定額との差254,100,000円 - 169,400,000円 = 84,700,000円 × 3年 = 254,100千円の減収見込み

松本市宿泊税の試算

一律課税による 宿泊税を財源とした観光振興事業の「段階的实施方式」



【「導入後3年間 (R8~10) は減収すること」に対する考え方】

・ 宿泊税は基金で管理し、一定額を繰越金として留保することを想定している。



・ 実際の事業に宿泊税を充当するまで一定のタイムラグが生じる。



・ 3年間の減収は事業を進める上で大きな影響はないと考えられる。



他市の状況

白馬、軽井沢の税率・税額（R7.2.26現在）

県税100円の場合（制度開始3年間）

県内独自課税市町村	宿泊費	R8～10		R11～	
		税額	税額 (+県)	税額	税額 (+県)
白馬村	6,000円以上 20,000円未満	100円	200円	150円	300円
	20,000円以上 50,000円未満	300円	500円	350円	500円
	50,000円以上 100,000円未満	800円	1,000円	850円	1,000円
	100,000円以上	1,800円	2,000円	1,850円	2,000円
軽井沢町	6,000円以上 10,000円未満	150円	250円	150円	300円
	10,000円以上 100,000円未満	200円	300円	200円	350円
	100,000円以上	650円	750円	650円	800円